

2018年度第二回 中小企業・SDGsビジネス支援事業 募集要項説明会

2018年9月20日(木),21日(金)

民間連携事業部連携推進課

国内事業部中小企業支援調査課・事業課

1. 海外展開とSDGs（持続可能な開発目標）
 2. 本支援事業の概要
 - (1) 事業制度の改善（本公示以降）
 - (2) 募集要項掲載内容
 - (3) 基礎調査
 - (4) 案件化調査
 - (5) 普及・実証事業・ビジネス化事業
 - (6) 共通事項
 3. 前回公示からの主な変更点
 4. 応募上の留意事項等
- ＜参考情報＞

1. **海外展開とSDGs（持続可能な開発目標）**
 2. 本支援事業の概要
 - (1) 事業制度の改善（本公示以降）
 - (2) 募集要項掲載内容
 - (3) 基礎調査
 - (4) 案件化調査
 - (5) 普及・実証事業・ビジネス化事業
 - (6) 共通事項
 3. 前回公示からの主な変更点
 4. 応募上の留意事項等
- ＜参考情報＞

1. 海外展開とSDGs（持続可能な開発目標）（1/3）

SDGsとは？

- 2015年9月、国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中で、2016年から2030年までの行動計画として掲げられた目標が、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継であり、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

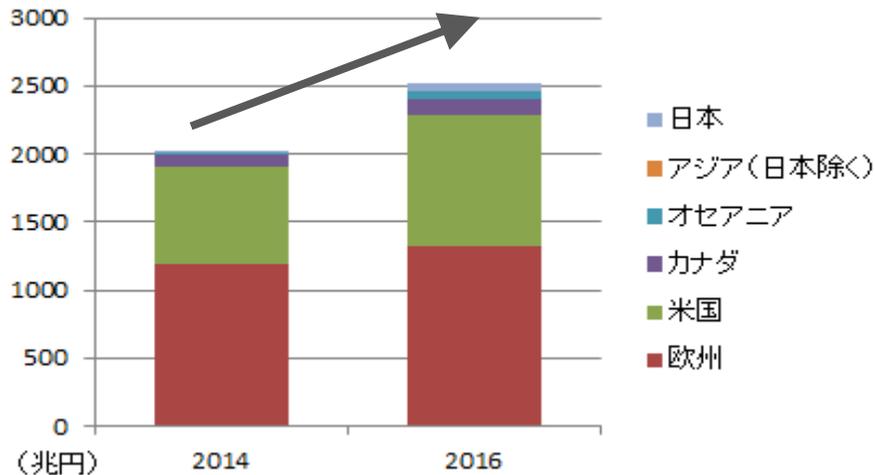


1. 海外展開とSDGs（持続可能な開発目標）（2/3）

SDGsを経営戦略に取り込む動き

- ESG投資¹が世界的に注目を集める今日、継続的な企業価値向上に向けて、民間企業がSDGsを経営戦略に取り込み、事業機会として生かす動きが日本でも広がりつつあります。
- SDGsは、課題解決を担う主体として民間企業を位置付けている点に特徴があり、民間企業による社会課題解決への取り組みに、大きな期待が寄せられています。

ESG投資の拡大



出典：GSIA² (1USD=110円)

日本企業を取り巻く ESG投資・SDGsに関わる動き



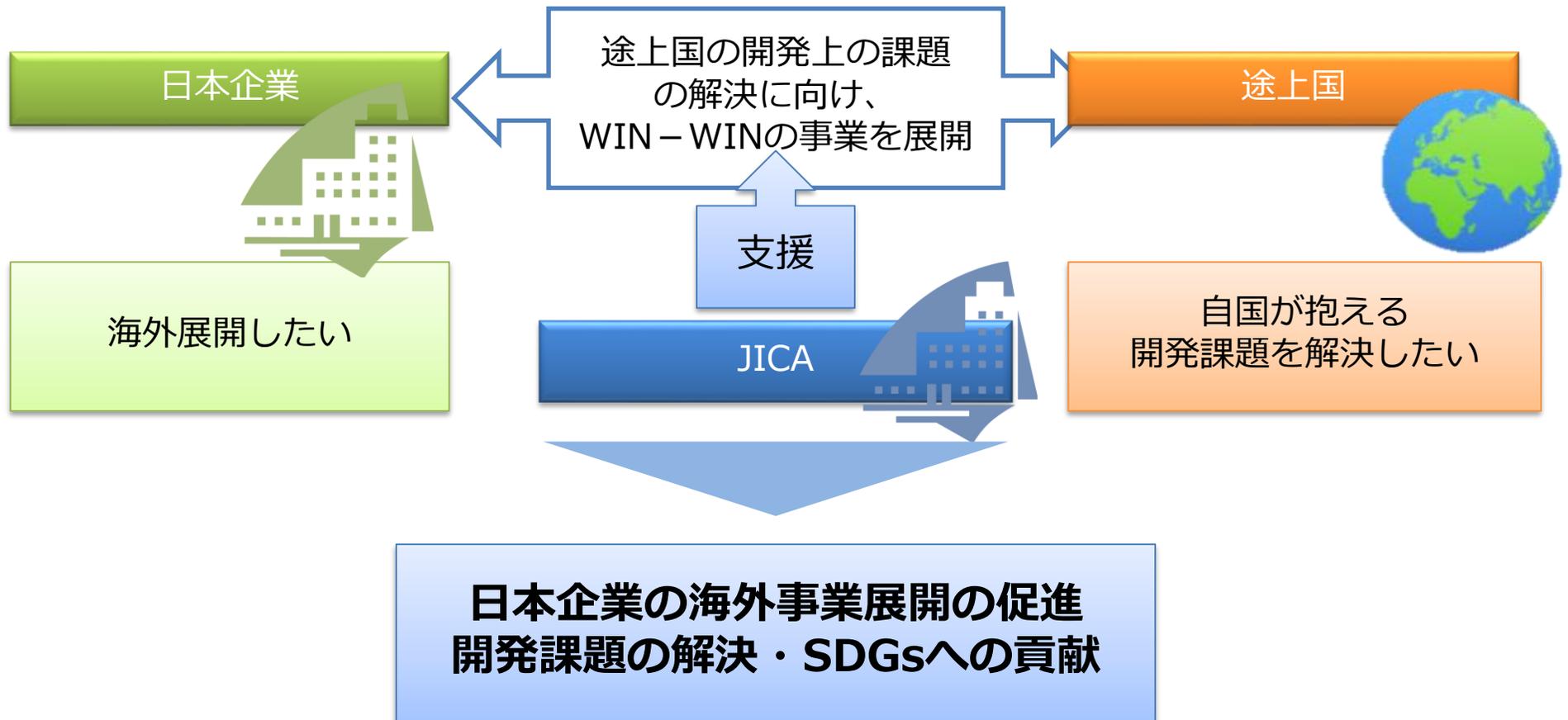
1 環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う投資

2 Global Sustainable Investment Alliance(GSIA) http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2017/03/GSIR_Review2016.F.pdf

1. 海外展開とSDGs（持続可能な開発目標）（3/3）

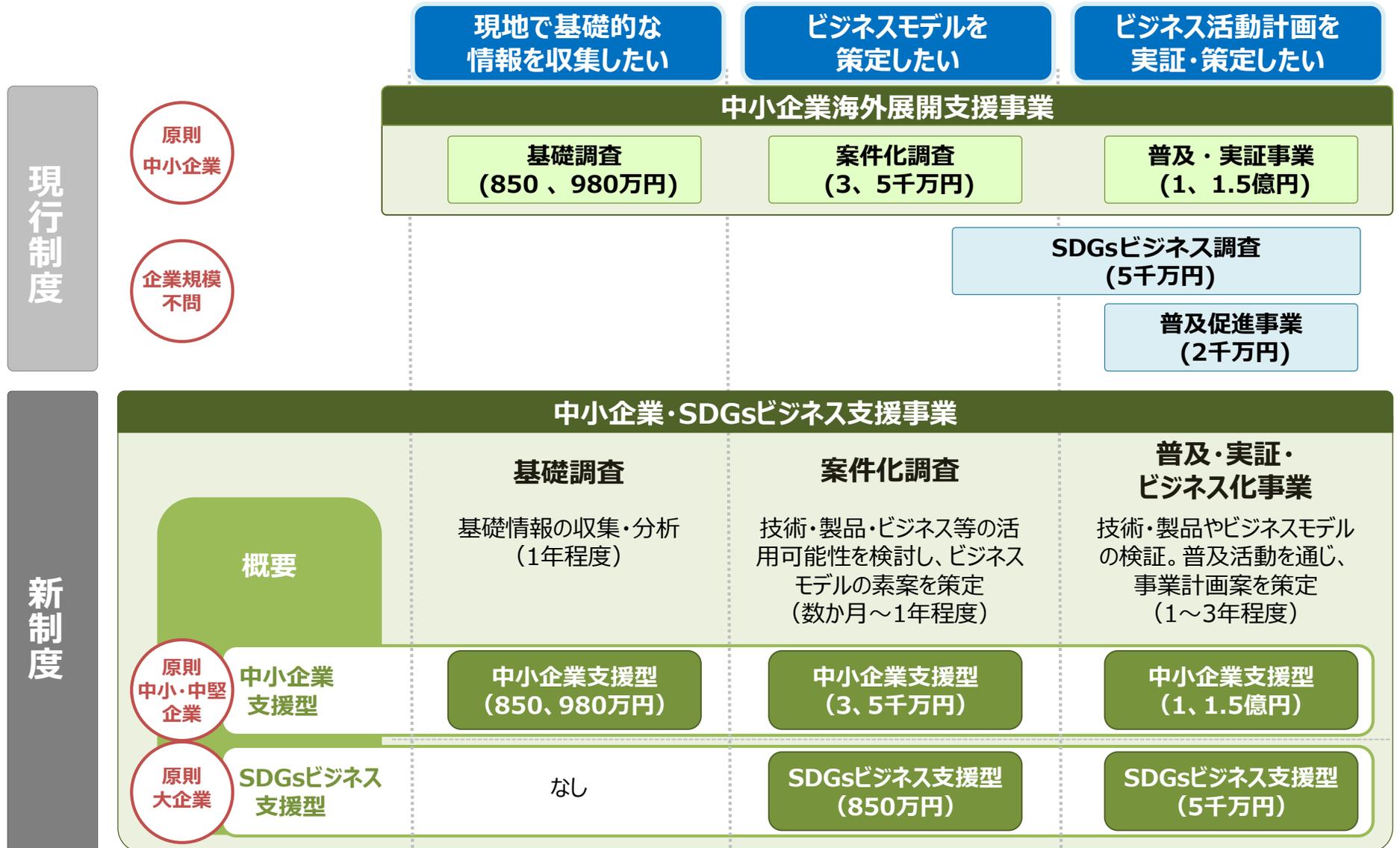
JICAの民間連携事業

途上国の開発ニーズと民間企業の製品・技術のマッチングを行い、開発途上国の課題の解決・SDGs達成と本邦民間企業等の海外事業展開の両立を図り、もってODAを通じた二国間関係の強化や経済関係の一層の推進に資することを目的とします。



1. 海外展開とSDGs（持続可能な開発目標）
 - 2. 本支援事業の概要**
 - (1) 事業制度の改善（本公示以降）
 - (2) 募集要項掲載内容
 - (3) 基礎調査
 - (4) 案件化調査
 - (5) 普及・実証事業・ビジネス化事業
 - (6) 共通事項
 3. 前回公示からの主な変更点
 4. 応募上の留意事項等
- ＜参考情報＞

2. (1) 事業制度の改善（本公示以降）



2. (2) 募集要項掲載内容

【共通】

- 第1 事業の目的・概要
- 第2 選考の流れ
- 第3 本支援事業実施上の留意点
- 第4 経費見積・支払

【各区分】

第5

- ・ 事業の内容
- ・ 参加資格要件
- ・ 応募勧奨分野
- ・ 本事業の対象外となる諸要件、
- ・ 事業期間
- ・ 本事業経費
- ・ 採択予定件数
- ・ 応募書類
- ・ 採択後・事業実施中の提出物
- ・ 事業実施国公的機関との協議議事録の取り交わし（普及・実証・ビジネス化事業のみ）
- ・ 本事業実施上の留意点（普及・実証・ビジネス化事業のみ）

2. (2) 募集要項掲載内容（別添資料・様式）

・別添資料

1. 経理処理ガイドライン（2018年9月版）
2. 審査基準表
3. FAQ（よくあるご質問と回答）
4. 業務委託契約書（サンプル）（附属書I～IV含む）
5. 協議議事録（サンプル）→※普及・実証・ビジネス化のみ

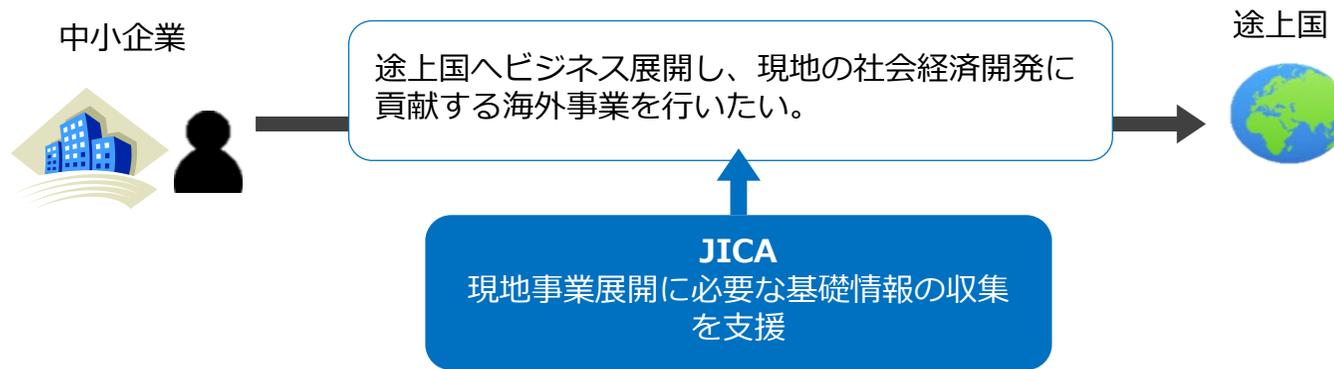
・別添様式

- 様式1. 企画競争申込書
- 様式2. 企画書
- 様式3. 見積金額内訳書・見積金額内訳明細
- 様式4. 質問書

2. (3) 基礎調査

現地で基礎的な情報を収集したい

途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモデルの検討に必要な基礎情報の収集を支援します。



対象者	中小企業、中小企業団体の一部組合（※中堅企業は対象外）
経費	1件850万円を上限 ※遠隔地域（東アジア、東南アジア、南アジア以外の地域）については、国際航空運賃に関わる経費を別見積（上限300万まで）とし、それ以外の経費の上限を680万円とする
負担経費	・人件費（外部人材活用費のみ） ・旅費 ・現地活動費 ・管理費
期間	数ヶ月～1年程度
対象分野	途上国の社会・経済開発に効果のある分野 （環境・エネルギー、廃棄物処理、水の浄化・水処理、職業訓練・産業育成、農業、保健医療 等）
対象国	原則としてJICA在外事務所等の所在地

2. (3) 基礎調査：審査基準

項目	配点
海外展開にあたっての企業としての経験・能力	25点
事業目的及び開発効果	35点
事業計画の妥当性	25点
調査計画の妥当性	15点

※詳細は募集要項の別添資料「審査基準表」をご確認ください。

2. (4) 案件化調査

ビジネスモデルを策定したい

途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアやODA事業での活用可能性の検討、ビジネスモデルの策定を支援します。



	中小企業支援型	SDGsビジネス支援型
対象者	中小企業、中堅企業、中小企業団体の一部組合	「中小企業支援型」の対象者に該当しない本邦登記法人
経費上限	一件あたり3,000万円 (機材の輸送が必要な場合は、5,000万円)	一件あたり850万円
負担経費	・旅費・機材輸送費・本邦受入活動費・外部人材活用費 ・現地活動費・管理費	・旅費・現地活動費・管理費
期間	数か月～1年程度	
対象分野	途上国の社会・経済開発に効果のある分野 (環境・エネルギー、廃棄物処理、水の浄化・水処理、職業訓練・産業育成、農業、保健医療 等)	
対象国	原則としてJICA在外事務所等の所在地	

2. (4) 案件化調査：審査基準

中小企業支援型

項目	配点
海外展開にあたっての企業としての経験・能力	10点
開発・発展上の課題との合致状況・ODA案件化の計画	40点
調査計画及び調査実施体制等の妥当性	25点
本調査後のビジネス展開	10点
日本国内地元経済・地域活性化への貢献	15点

※詳細は募集要項の別添資料「審査基準表」をご確認ください。

2. (4) 案件化調査：審査基準

SDGsビジネス支援型

項目	詳細
① ビジネスアイデアの妥当性・革新性	<ul style="list-style-type: none"> • ビジネスアイデアの具体性及び革新性 • ターゲット・市場環境・リスク分析 • 企業のコミットメント
② SDGs達成への貢献	<ul style="list-style-type: none"> • 開発課題の視点 • SDGs 達成への貢献可能性 • JICA 事業との連携可能性
③ 本JICA事業の実施計画・実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> • 制度利用の必要性 • 本JICA 事業の目標設定の妥当性 • 本JICA 事業の実施計画の妥当性 • 本JICA 事業の実施体制の妥当性 • 提案法人の安定性

※詳細は募集要項の別添資料「審査基準表」をご確認ください。

2. (5) 普及・実証・ビジネス化事業

ビジネス活動計画を実証・策定したい

途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援します。

提案法人



技術や製品等を含む、提案のビジネスモデルが途上国の社会経済問題の解決に有効か検証したい。

途上国



社会経済上の課題

JICA

事業計画案策定に必要な活動を支援



	中小企業支援型	SDGsビジネス支援型
対象者	中小企業、中堅企業、中小企業団体の一部組合	「中小企業支援型」の対象者に該当しない本邦登記法人
経費上限	一件あたり1億円 (大規模/高度な製品等を実証する場合は、1.5億円)	一件あたり5,000万円
負担経費	・旅費・機材購入、輸送費・現地活動費・外部人材活用費・本邦受入活動費・管理費	
期間	1～3年程度	
対象分野	途上国の社会・経済開発に効果のある分野 (環境・エネルギー、廃棄物処理、水の浄化・水処理、職業訓練・産業育成、農業、保健医療 等)	
対象国	原則としてJICA在外事務所等の所在国	

2. (5) 普及・実証・ビジネス支援事業：審査基準

中小企業支援型

項目	配点
開発・発展上の課題との合致状況	25点
事業計画及び事業実施体制等の妥当性	40点
本事業後の将来的なビジネス展開	20点
日本国内地元経済・地域活性化への貢献	15点

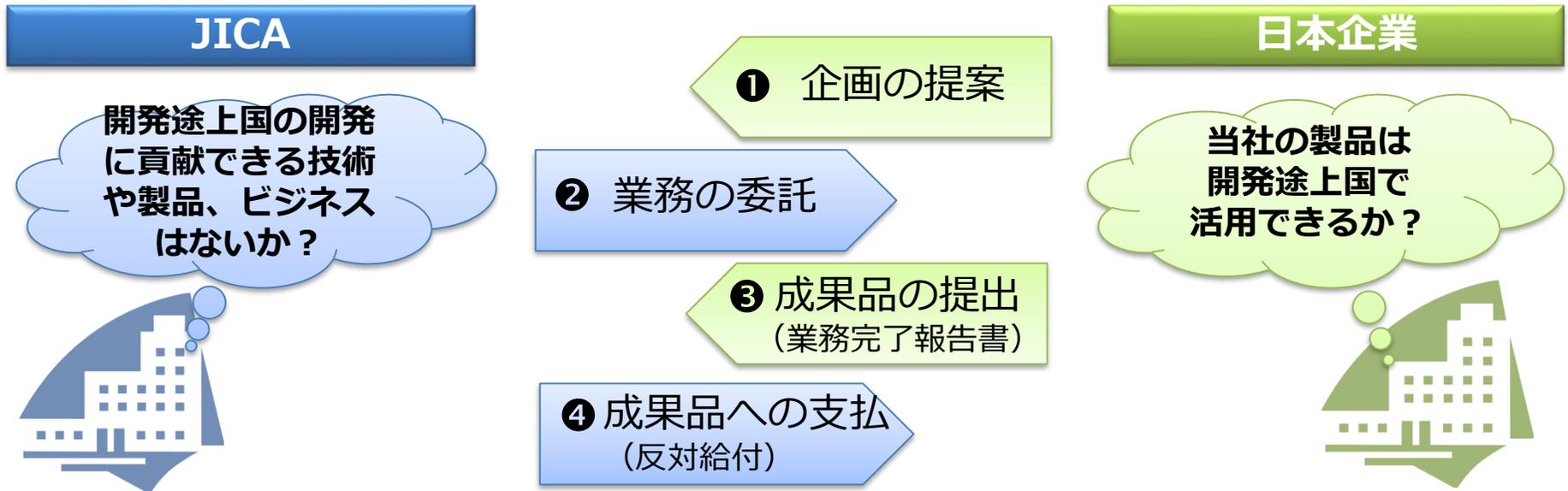
※詳細は募集要項の別添資料「審査基準表」をご確認ください。

SDGsビジネス支援型

項目	詳細
① ビジネス展開可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品・技術・ノウハウ等の ・ ターゲット・市場環境 ・ ビジネスの実現性 ・ リスク分析 ・ 事業拡大・持続性 ・ 企業のコミットメント
② SDGs達成への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発課題の視点 ・ SDGs 達成への貢献可能性 ・ JICA 事業との連携可能性
③ 本JICA事業の実施計画・実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度利用の必要性 ・ 本JICA 事業の目標設定の妥当性 ・ 本JICA 事業の実施計画の妥当性 ・ 本JICA 事業の実施体制の妥当性 ・ 事前準備 ・ 提案法人の安定性 ・ 計上経費の適切性

※詳細は募集要項の別添資料「審査基準表」をご確認ください。

2. (6) 共通事項：業務委託契約とは



Q1. JICAの委託事業とは？

○委託事業とは、機関が、自ら業務を実施するよりも、優れた特性を持つ第三者に委託して実施することが効率的であると認められる業務について、その業務の実施を委託する事業とされています。本事業においては、この考え方のもと、機関（JICA）と受託者（日本企業）の間で、業務委託契約を締結し、当該業務の給付の完了を目的としています。なお、本事業における給付の完了とは、「業務完了報告書」の提出に該当します。

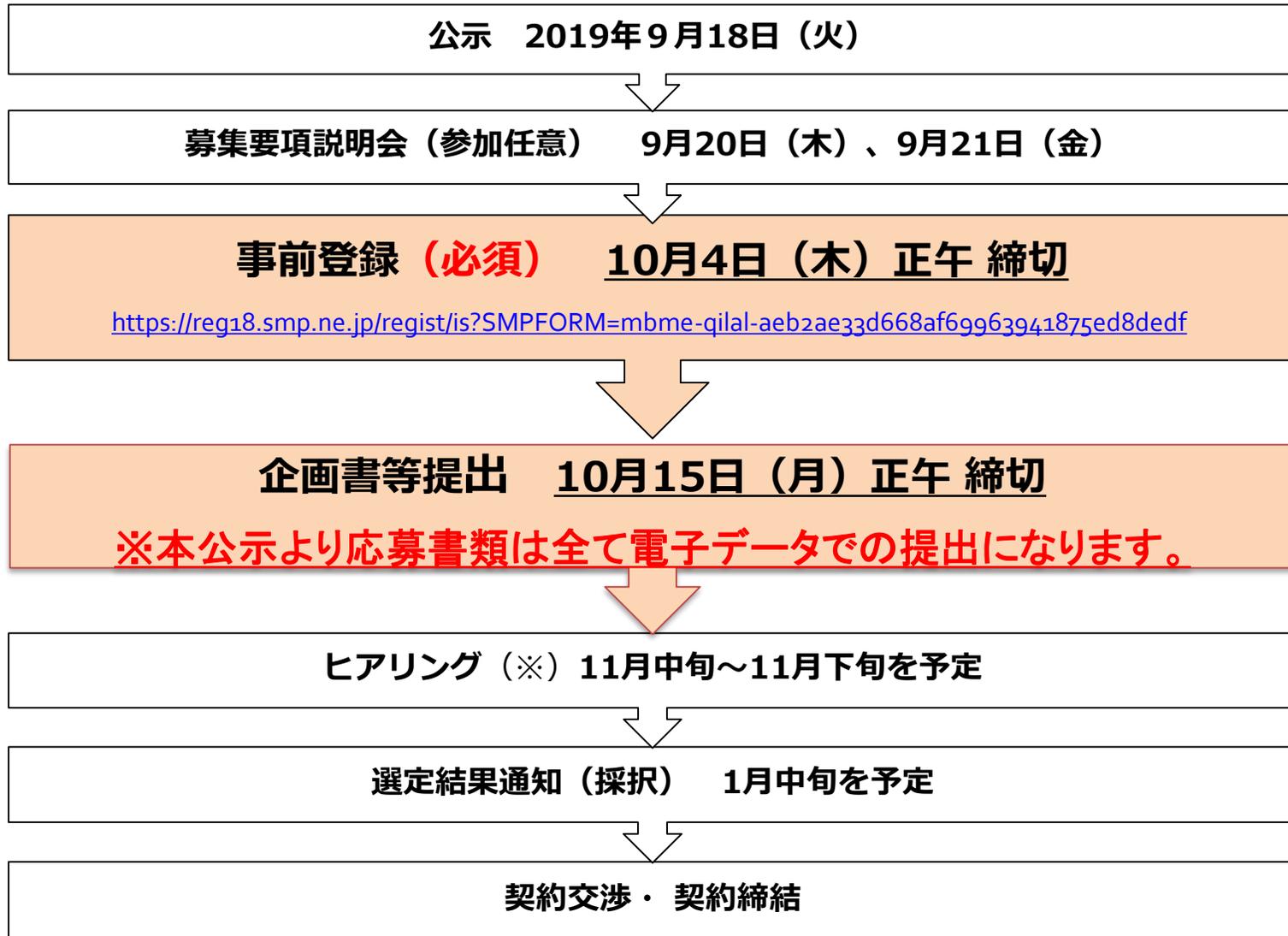
Q2. 委託費と補助金との違いは？

○委託費とは、機関（JICA）の特定の業務等を受託者（日本企業）に対し、委託し実施して頂く場合に、双方の合意に基づき、反対給付として支出する経費をいいます。また委託費は、基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業それぞれの委託契約に基づく対価的性格を有する経費であって、補助金のような助成的性格のものとは異なります。

Q3. 報告書・機材の所有権・著作権は？

○受託者（日本企業）が提出し、検査を完了した報告書、また受託者が調達し、検収が完了した機材の所有権は、委託元の機関（JICA）となります。また、JICAによる成果品（報告書）の検収後、成果品の著作権は受託者からJICAに譲渡されます。

2. (6) 共通事項：契約締結までのスケジュール



※ 必要に応じて実施します。

1. 海外展開とSDGs（持続可能な開発目標）
2. 本支援事業の概要
 - (1) 事業制度の改善（本公示以降）
 - (2) 募集要項掲載内容
 - (3) 基礎調査
 - (4) 案件化調査
 - (5) 普及・実証事業・ビジネス化事業
 - (6) 共通事項
- 3. 前回公示からの主な変更点**
4. 応募上の留意事項等
＜参考情報＞

3. 前回公示からの主な変更点

① 企業提案型事業（中小企業海外展開支援事業・民間連携事業）の制度変更

全体の事業名を「中小企業・SDGsビジネス支援事業」とし、その中で中小企業・中堅企業等を対象とする「中小企業支援型」、主に大企業を対象とする「SDGsビジネス支援型」の区分を設けます。「中小企業支援型」については、現行制度から大きな変更を伴うものではありません。

なお、「SDGsビジネス支援型」の「案件化調査」は今回新設するものですが、SDGsビジネスのアイデアはあるものの、現地の情報が限られているため、更にアイデアを精査してビジネスモデルを検討したいといった企業のニーズに応えることを想定しています。

② 複数回不採択企業の扱い（全分野対象）

同一国・同様の内容での応募は、調査・事業の種別を問わず3回不採択となった場合、4回目の応募は不可（国や内容を変えれば応募可）となります。

※「同様の内容」の定義は、「同一企業かつ同一商材（製品・技術・サービス）が提案に含まれていること」になります。

※不採択回数は本公示の採択結果からカウントします（過去の不採択実績は遡及適用しません）。

③ 複数回採択されている企業の扱い（中小企業支援型のみ）

- (1) 中小企業支援型において、企業が実施できる国は2か国までとします。同一国で別の内容にて実施した事業も「2か国」とカウントします。
- (2) 実施国数は本公示の採択結果からカウントします（過去の採択実績は遡及適用しません）。
- (3) なお、上記応募可能上限（2か国まで）を超えた提案法人（中小企業等）がSDGsビジネス支援型に応募することは可能です。

3. 前回公示からの主な変更点

④対象国について

アンゴラ、キューバ、チリがJICA拠点のある対象国として追加となりました。

⑤応募書類

本公示より応募書類は全て電子データでの提出になります。

⑥企画書様式の改定

<中小企業支援型>

- 必要情報量の簡素化（重複箇所の削除及び点在記載箇所を統一）
- 選択記入方式の導入企画書の構成・順序の変更
- 応募を検討する際の思考様式に構成・順序を見直し（普及・実証・ビジネス化事業。製品・技術の説明と当該国でのビジネス案⇒同ビジネスの途上国の課題解決⇒それを検証する実証事業の計画）
- 従来最大記載量を15ページから12ページに減量（2割削減）

<SDGsビジネス型>

- 審査基準に即して企画書の全体構成を見直し、簡素化。
案件化調査：7ページ、普及・実証・ビジネス化事業：11ページ
（cf. 旧SDGsビジネス調査：19ページ、普及促進事業：16ページ）
- 案件化調査では、エクセル別様式での見積金額内訳書等を不要とし、企画書様式の中での簡略的な記載のみ。

1. 海外展開とSDGs（持続可能な開発目標）
2. 本支援事業の概要
 - (1) 事業制度の改善（本公示以降）
 - (2) 募集要項掲載内容
 - (3) 基礎調査
 - (4) 案件化調査
 - (5) 普及・実証事業・ビジネス化事業
 - (6) 共通事項
3. 前回公示からの主な変更点
- 4. 応募上の留意事項等**
＜参考情報＞

4. 応募上の留意事項等：参加資格要件

中小企業支援型

以下1又は2、及び3～7の要件を全て満たす者

1. 日本登記法人の中小企業(注1)、中小企業団体の一部(事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、及び商工組合)ただし、いわゆる、「みなし大企業」(注2)等)は除く。また、会社または団体設立後、企画書提出締切日までに1年以上経過している者
2. 【案件化調査/普及・実証事業のみ】
日本の法律に基づき設立された日本登記法人の中堅企業(資本金の額又は出資金の総額が10億円以下の者)であって、会社設立後、企画書提出日(2018年10月15日)までに1年以上経過している者。ただし、次のいずれかに該当する中堅企業者(いわゆる、「みなし大企業」(注2)等)は除く。
3. 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
4. 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者ではないこと。
5. 会社更生法又は民事再生法の適用の申し立てを行い更生計画又は再生計画が発効していない者ではないこと。
6. 契約競争参加資格停止措置を受け、当該資格停止期間終了後1年が経過していない者については、提出される企画書の審査において、審査員による採点結果(100点満点)から15点を減じた点を以て審査点とします。
7. 反社会的勢力の関与がないこと

※上記の参加資格要件を満たさなくなることが事業実施前に見込まれている企業の応募は認められません。

(注1) 中小企業の定義は中小企業基本法第二条、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第2項に基づく

(注2) 以下のいわゆる、「みなし大企業」等については対象外となります。

- (a) 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小・中堅企業者
- (b) 発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小・中堅企業者
- (c) 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小・中堅企業者
- (d) 会社法上の外国会社、発行済株式の総数または出資金額の2分の1以上を外国会社が所有している企業、又は外国会社の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中堅・中小企業者

4. 応募上の留意事項等：参加資格要件

SDGsビジネス支援型

以下の要件を全て満たす者

1. 本邦登記法人のうち、中小企業、中小企業団体、及び中堅企業に該当しない者。
※「みなし大企業」はSDGsビジネス支援型の対象に含まれます。
※会社法上の外国会社、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を外国会社が所有している企業、外国会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める企業は本事業の対象外。
※中小企業、中小企業団体、又は中堅企業が、上記のいずれの要件も満たす法人と共同で本事業に応募することは可能
2. 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
3. 会社更正法又は民事再生法の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者ではないこと。
4. JICAから「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。
5. 反社会的勢力の関与がないこと。

※上記の参加資格要件を満たさなくなることが事業実施前に見込まれている企業の応募は認められません。

4. 応募上の留意事項等：対象外となる提案

共通

- 提案法人（共同企業体を構成する場合は代表法人）が、同時期に募集される以下のJICA 事業に**事業を重複して提案**すること。
（代表法人は最も親和性の高い一つのスキームに応募をすることとし、同応募の採否通知受領まで他スキームに応募することはできません。重複応募が確認された場合は、いずれの提案も無効となります。）
 - 基礎調査
 - 案件化調査
 - 普及・実証・ビジネス化事業また、共同企業体構成員が同じで代表法人のみを替えた提案、もしくは提案法人と外部 人材を入れ替えた提案であることが確認された場合等は、重複応募とみなし、いずれの提案も無効とします
- 提案法人が受ける他機関・団体の事業補助金等と対象地域や内容が重複する提案（ただし、事業内容等が客観的に違ふことが説明できると当機構が認める場合には、本事業の対象となることがあります。）
- **上限額を超える提案**
（インフラ整備技術推進特別枠及び地域産業集積海外展開推進枠は2億円、その他は1億5,000万円となります。）

4. 応募上の留意事項等：対象外となる提案

共通

- 事業において検討する事業実施に伴い、環境・社会に甚大な負の影響（特に、不法占拠者を含む非自発的な住民移転が生じるケース、重金属等有害物質等による甚大な環境汚染が生じるケース、国立公園・保護対象地区を対象とするケース）を及ぼす可能性がある提案

※事業対象サイトは**原則国立公園・保護対象地区外**となります。事業対象サイトを地区外とすることが不可能で、事業対象サイトを地区内とすることが必須の場合は、地区内での事業実施や開発が対象国の法規制上認められているか等国立公園・保護区に関連する情報とともに、提案技術・製品が地区の保護の増進や回復を主たる目的とし、国立公園や保護区に重大な負の影響を及ぼさないことを企画書で説明してください。なお、事業対象サイトを国立公園や保護区等とするか否かにつきましては、最終的には当機構が判断します。

4. 応募上の留意事項等：対象外となる提案

中小企業支援型

【基礎調査】

- 現地のリソースの開発・生産のみを行う海外事業等ビジネス・プロセスの一部のみに限定される海外事業（例：製品の技術開発のみを途上国にて行う事業）
- 将来の先進国での事業展開への応用を試行すること等を目的とする海外事業（調査対象国において、持続的な海外事業として実施することを企図しない事業）

【普及・実証・ビジネス化事業事項】

- 事業実施の主たる相手方（カウンターパート機関）として事業実施国政府関係機関が関与しない提案

4. 応募上の留意事項等

【3 事業共通】

- ・ 事業の実施に当たっては、以下の点にご留意願います。
 - (1) JICAの役割
 - (2) 安全対策
 - (3) 環境社会配慮
 - (4) ガイドラインの遵守
 - (5) 不正行為の防止
 - (6) 情報セキュリティの管理
 - (7) 医療行為・治験等を伴う事業での留意点
 - (8) 運営補助業者の配置
- ・ 基礎的な信用能力等の確認のため、必要に応じて信用調査会社等に委託して財務情報の確認と聞き取りによる提案法人の信用調査を実施し、審査の参考とさせていただきます。なお、本信用調査で得る情報等については適切に管理し取り扱います。
- ・ 募集要項の別添資料「FAQ（よくあるご質問と回答）」をご応募前に必ずご一読下さい。

4. 応募上の留意事項等

■ 採択あるいは契約の取り消し及び事業費の返還

提案法人が、以下のいずれかに該当した場合は、審査対象外とする、または採択もしくは契約を取り消すことがあります。既に提案法人に事業費が支給されている場合は、期限を定めて返還していただくことがあります。また、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

- 企画書、その他提出物の内容と異なる事実が認められたとき。
- 事業費用を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- 提案法人が反社会的勢力であると判明したとき。
- 契約書に定める発注者の解除権に該当するとき。
- 企画競争申込書の誓約事項に反する事実が認められたとき。
- 本募集要項に違反したとき。
- その他、JICAや採択された事業の名称を不正利用する等、JICAが受託者として不適切と判断したとき。（例：JICAが特定の民間企業による投資勧誘に関与することがない中、JICAの名を使った投資勧誘を行う行為）

上記のほか、採択後に、事業の実施が明らかに困難とJICAが判断する事態が発生した場合等には、契約を締結しないことや、契約を締結した後に契約を取り消すことがあります。また、原則、企画書採択日から2年後までを目途としJICAとの業務委託契約締結に至らない場合、事業の実施困難と判断し、契約を締結しないこととします。

4. 応募上の留意事項等

< 安全情報の確認方法について >

JICAは調査・事業を実施している国毎に安全対策のルールとして安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を定めています。企画書作成に際しては、必ず当該国の安全対策措置を確認した上で、同措置を踏まえた企画書の作成をしてください。安全対策措置の入手方法は、以下のJICAホームページからログインID及びパスワードを申請して頂き、ダウンロードして閲覧ください。

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

4. 応募上の留意事項等

<各国事業実施上の留意点>

https://www.jica.go.jp/priv_partner/case/reference/ku57pq00002azz3z-att/reference_01.pdf

各国事業実施上の留意点を国ごとに取りまとめたものです。JICAによる支援事業に応募する際の留意点として参照ください。各事業で留意事項が記載されている国は以下のとおりです。

- ・基礎調査 : 中華人民共和国、タイ
- ・案件化調査 : タイ（中小企業支援型のみ）、中華人民共和国、インド、スリランカ
- ・普及・実証・ビジネス化事業 : タイ（中小企業支援型のみ）、中華人民共和国、インド、スリランカ、ブラジル、ベトナム

参考：情報提供サイト（途上国の開発課題関連等）

① 外務省国開発協力方針（旧国別援助方針）（別紙として事業展開計画も掲載有）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html

② 事業展開計画

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html

③ JICA 各国における取り組み

<https://www.jica.go.jp/regions/index.html>

④ JICA図書館

<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>

⑤ 日本センターでの現地人材育成/人材確保の情報提供

<http://japancenter.jica.go.jp>

⑥ 国際協力人材/途上国経験者の情報→PARTNER（国際協力人材情報サイト）

<http://partner.jica.go.jp/>

参考：情報提供サイト（途上国の開発課題関連等）

https://www.jica.go.jp/priv_partner/case/reference/index.html

応募の際に参考にしていただける情報を掲載しております

援助重点分野や国の社会・経済等に関する情報

1. 日本政府の援助方針（国別援助方針）

各国の政治・経済・社会情勢や、開発に関する計画・課題を総合的に勘案して作成する日本の援助方針です。自社の製品や技術を用いて解決できる途上国の問題が、日本の援助方針に沿ったものか確認いただくのにご活用ください。

▣ [日本政府の援助方針（国別援助方針）（外務省ホームページ）](#)

2. 日本政府の援助の具体的計画（援助方針別紙：事業展開計画）

実施決定から完了までの段階にある個別のODA案件を、分野や協力プログラム等に分類し、国ごとに取りまとめたものです。

※2011年より、国別援助方針の付属書類として、統合がなされています。

JICAによる支援事業の企画書を作成する際、類似の事業がODAで実施・計画されているかなど確認いただくのにご活用ください。

▣ [日本政府の援助の具体的計画（援助方針別紙：事業展開計画）（外務省ホームページ）](#)

3. 民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題

民間企業の製品・技術の活用が期待される現地の情報を掲載しています。JICAによる支援事業に応募する際の参考情報としてご活用ください。

▣ [民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題](#)

4. 各国事業実施上の注意点

各国事業実施上の留意点を国ごとに取りまとめたものです。JICAによる支援事業に応募する際の留意点として参照ください。

▣ [各国事業実施上の注意点（2018年9月5日更新）（PDF/134KB）](#)

参考：情報提供サイト（途上国の開発課題関連等）

- 民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の開発課題については、課題の内容、想定される製品や用途に関する情報、関連する公的機関、関連するODA案件等をJICAホームページで公表しています。

https://www.jica.go.jp/priv_partner/case/reference/subjects/index.html

例) メキシコ（上下水道整備）

一般製品名：① 砂ろ過装置（簡易浄化装置）、ろ過砂、ろ過装置、小型MF膜ろ過装置、高速ろ過システム

② 合併浄化槽（沈殿分離槽）、雑排水再生装置、浄化装置、合併処理浄化槽

対象地域名：チアパス州

対象地域の開発課題：最貧困州の一つであるチアパス州には、山間部を中心に人口2,500人以下の貧困集落が約2万カ所あるが、上下水道設備が整備されておらず、泉や雨水等を浄化せずに生活用水として利用し、排水を未処理のまま河川に放流しており、衛生面での問題がある。本製品は、これら貧困集落における浄水設備、下水処理設備として使用する。

関連する公的機関名：国立農政林業研究所（INIFAP）、チアパス州政府、スイザ水域圏開発グループ（NGO）

① JICA民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業 案件検索ページ
https://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/

② JETRO国・地域別情報
<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

③ JETRO海外事業展開相談
http://www.jetro.go.jp/support_services/fdi/

④ 中小企業基盤整備機構中小企業国際化支援アドバイス（無料）
<http://www.smrj.go.jp/sme/overseas/consulting/advice/index.html>

⑤ 東京商工会議所海外ビジネス相談
<http://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/globalsupport/>

⑥ 日本政策金融公庫海外展開お役立ち情報
http://www.jfc.go.jp/n/finance/keiei/kaigai_s.html

⑦ 中小企業庁「中小企業海外展開支援施策集」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2015/150423KTJirei.pdf>

⑧ 中小企業の海外事業再編事例集：

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2015/150616kaigai1.pdf>

⑨ 中小企業庁「中小企業のための基礎からわかる海外リスクマネジメントガイドブック」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2016/160314kokusai.html>

参考：情報提供サイト（SDGs等）

- SDGsゴール及びターゲット（グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン）
<http://ungcjn.org/sdgs/index.html>
- 開発目標ファクトシート（国際連合広報センター）
http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/15775/
- SDG Compass SDGsの企業行動指針－SDGsを企業はどう活用するか－
（国連グローバルコンパクト他）
https://sdgcompass.org/wp-content/uploads/2016/04/SDG_Compass_Japanese.pdf
- SDGs とJICAの取組み（JICA） <https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/index.html>
- BOPビジネス支援の経験から得られた知見・教訓（ビジネスモデル別・分野別の課題・対応策等）
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/BOP/knowledge/index.html

本支援事業の公示掲載ページ

本支援事業の公示情報は、JICAトップページ>「企業の方（民間連携）」>「公示・募集、説明会情報」からご覧いただけます。

JICAトップページ (<https://www.jica.go.jp/>)



ホーム > 公示・募集・説明会情報

公示・募集・説明会情報

調達・契約情報

案件事例検索

案件検索ページへ

公示・募集・説明会情報

各事業の公示・募集、説明会情報を掲載しております。

応募を検討中の事業・区分をクリック

公示・募集情報

- [基礎調査](#)
- [案件化調査（中小企業支援型）（旧中小企業海外展開支援事業_案件化調査）](#)
- [案件化調査（SDGsビジネス支援型）（9月公示予定）](#)
- [普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）（旧中小企業海外展開支援事業_普及・実証事業）](#)
- [普及・実証・ビジネス化事業（SDGsビジネス支援型）（9月公示予定）](#)

新着情報 RSS

- 2018年9月6日 [第46回国際協力機構債券の発行条件を決定](#)
- 2018年9月6日 [コンゴ民主共和国東部におけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助-供与物資の引](#)

理事長：北岡伸一
理事長のメッセージや動向を紹介
[詳細を見る](#)

安全対策
JICAの安全対策について
[詳細を見る](#)

- 国内・海外のJICA拠点
- 職員の募集（新卒・社会人採用）
- 青年海外協力隊／シニア海外協力隊
- 国際緊急援助
- JICA研究所
- 中小企業・SDGsビジネス支援事業

公示期間中の問い合わせ先

- 本公示に関する質問がある場合は、募集要項 7 頁に記載の手順に従い、必ず「質問書」を提出ください。メール本文での質問にはお答えしかねます。
 - ・ 質問書をメールで送付いただく際、JICAのアドレスは圧縮ファイルを受け取ることができません。
 - ・ 質問書提出締切後のご質問には一切お答えすることができませんので、ご注意ください。

※公示日以降は公平性の観点から、個別提案内容に関するご質問・ご相談は受付出来かねますので、ご了承ください。

- ・ **送付先：中小企業・SDGsビジネス支援事業窓口**
E-mail: sdg_sme@jica.go.jp

- 公示期間以外は、国内機関、上記窓口ともに個別相談を受けております。
 - ・ 企業所在地のある都道府県を所管している国内機関一覧
https://www.jica.go.jp/priv_partner/inquiry.html
 - ・ JICA 民間連携事業のHP
https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html

2018年度 中小企業・SDGsビジネス支援事業 業務委託契約

見積金額内訳書作成時の留意点

2018年9月20日、21日

独立行政法人 国際協力機構

調達部 契約第二課

説明内容

1. 契約形態と公金を扱う責任

2. 経理処理の流れ

3. 見積金額内訳書の作成方法

4. 実施中の支払・精算(概要)

契約形態

重要

JICAを発注者、採択された提案法人を受注者とした
業務委託契約を締結する

業務委託契約

- ・契約金額内訳(計上内容)は
業務に必要な費用に限る
- ・報告書等の検査合格後に、費用を精算

助成金／補助金事業ではない

留意事項

- ✓ 本事業は業務委託契約
 - 業務計画書に基づいた業務遂行
 - 適時の報告・連絡・相談
 - 契約に定めた報告書の作成・提出
- ✓ 将来的な海外ビジネス展開が促進されるという本事業の性格：
 - ⇒提案法人人件費計上なし。
 - ⇒提案法人自社製品の利益控除。

公金を扱う責任

重要

公金を使った事業であり、納税者への説明責任がある

事務・事業遂行の観点

正確性

公正性

合規性

競争性

経済性

透明性

効率性

有効性

留意事項

応募時には各種ガイドラインを熟読ください。

- ✓ 合規性：JICA会計規程、契約書、各種ガイドライン等の順守
- ✓ 経済性：少ない費用で実施できないかという観点を持つこと
- ✓ 効率性：同じ費用でより大きな成果が得られないかという観点を持つこと
- ✓ 有効性：契約内容の遂行により所期の目標を達成可能か

各種ガイドライン

中小企業・SDGsビジネス支援事業ガイドライン(GL)
JICAウェブサイトからご確認ください。

1. 経理処理(積算)GL

※公示資料の別添1として掲載

2. 契約管理GL

物品・機材の
調達・管理GL

輸出管理GL

現地再委託GL

などを含む

3. 精算GL

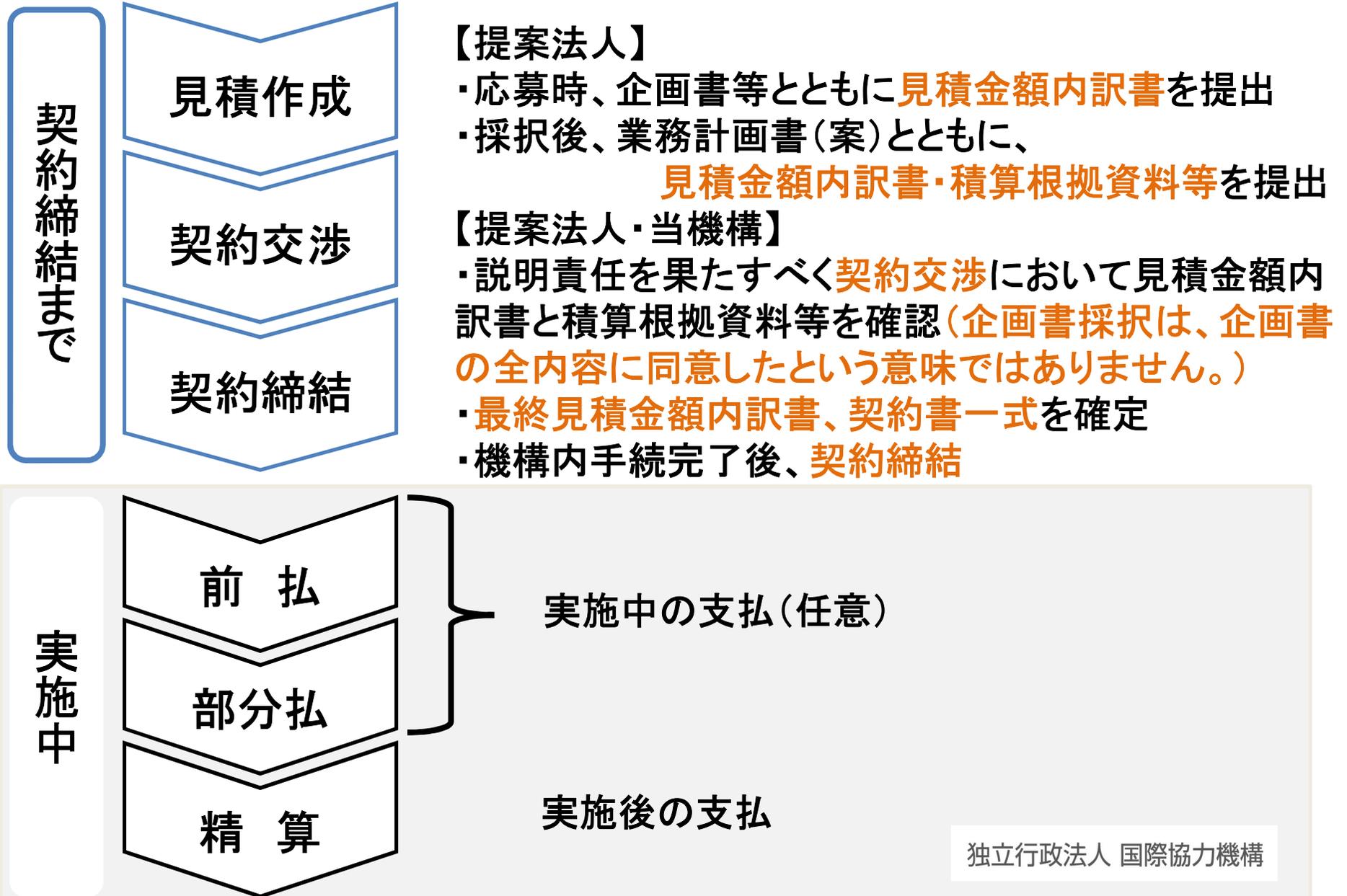
※各種様式を含め右記ページに掲載

ホーム > JICAについて > 調達情報 > 調達ガイドライン、様式 > 中小企業・SDGsビジネス支援事業及び協力準備調査 (PPPインフラ事業) (業務委託契約)

中小企業・SDGsビジネス支援事業及び協力準備調査 (PPPインフラ事業) (業務委託契約)

No.	タイトル	制定年月	備考
1	中小企業・SDGsビジネス支援事業及び協力準備調査 (PPPインフラ事業) 精算ガイドライン	2018年9月	本ガイドライン適用範囲についての詳細は、ガイドライン説明ページを参照してください。
2	中小企業・SDGsビジネス支援事業及び協力準備調査 (PPPインフラ事業) 契約管理ガイドライン	2018年9月	本ガイドライン適用範囲についての詳細は、ガイドライン説明ページを参照してください。

経理処理の流れ



計上いただける費目

費目	基礎調査	案件化調査		普及・実証・ビジネス化	
	中小企業	中小企業	SDGs	中小企業	SDGs
I. (外部人材にかかる)人件費 ※1					
1. 直接人件費	●	●	×	●	●
2. その他原価	●	●	×	●	●
3. 一般管理費等	●	●	×	●	●
II. 直接経費					
1. 機材製造・購入費等					
1) 機材製造・購入費等					
①本邦機材製造・購入費	×	×	×	●	●
②現地機材製造・購入費	×	×	×	●	●
③現地工事費	×	×	×	●	●
2) 輸送費・保険料・通関手数料	×	● ※2	×	●	●
3) 関税・付加価値税(VAT)等	×	● ※2	×	●	●

注意！

※1 提案法人所属者の人件費は、計上できません

※2 原則として、機材を日本に持ち帰る場合のみ計上可能です



計上いただける費目

費目	基礎調査	案件化調査		普及・実証・ビジネス化	
	中小企業	中小企業	SDGs	中小企業	SDGs
2. 旅費					
1) 航空賃	●	●	●	●	●
2) 日当・宿泊料、内国旅費	●	●	●	●	●
3. 現地活動費					
1) 車両関係費	●	●	●	●	●
2) 現地傭人費	●	●	●	●	●
3) 現地交通費	●	●	●	●	●
4) 現地再委託費	●	●	●	●	●
5) セミナー・広報費	×	●	●	●	●
4. 本邦受入活動費					
1) 航空賃	×	●	×	●	●
2) 本邦受入活動業務費	×	●	×	●	●
Ⅲ. 管理費	●	●	●	●	●

I. (外部人材に係る) 人件費

見積
作成

契約
交渉

契約
締結

前払

部分払

精算

直接人件費、その他原価、一般管理費等

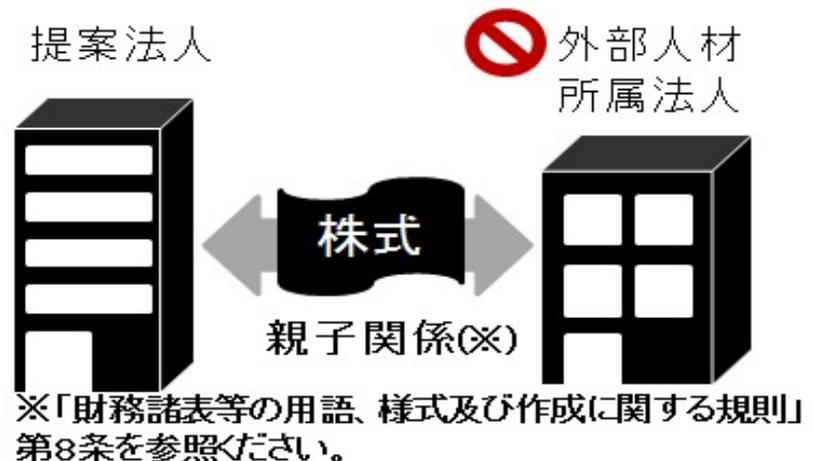
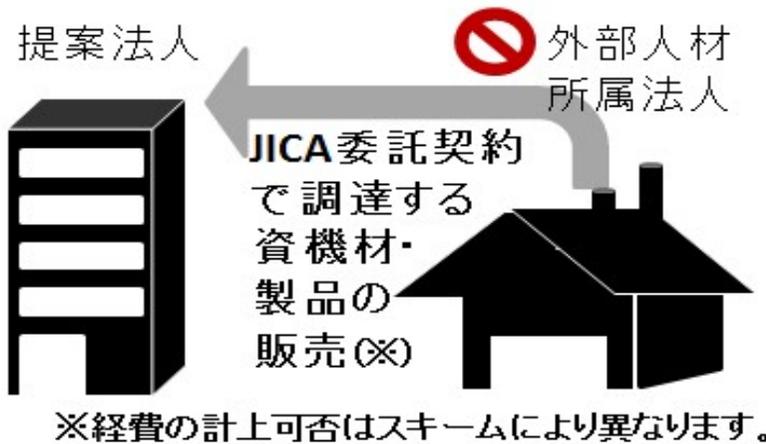
重要

当該業務に従事する**外部人材**の人件費

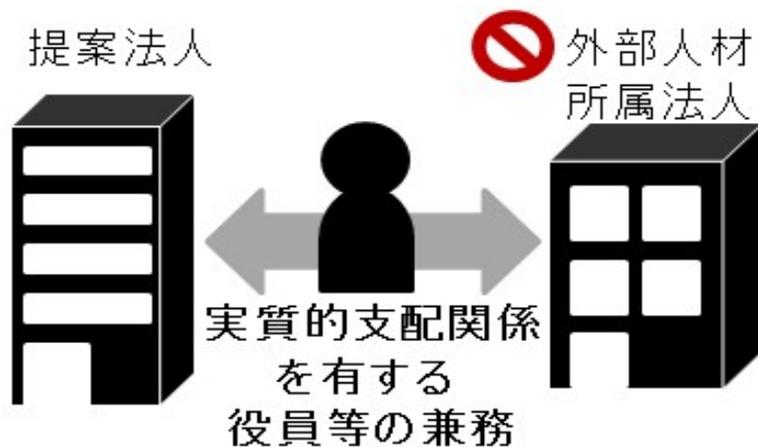
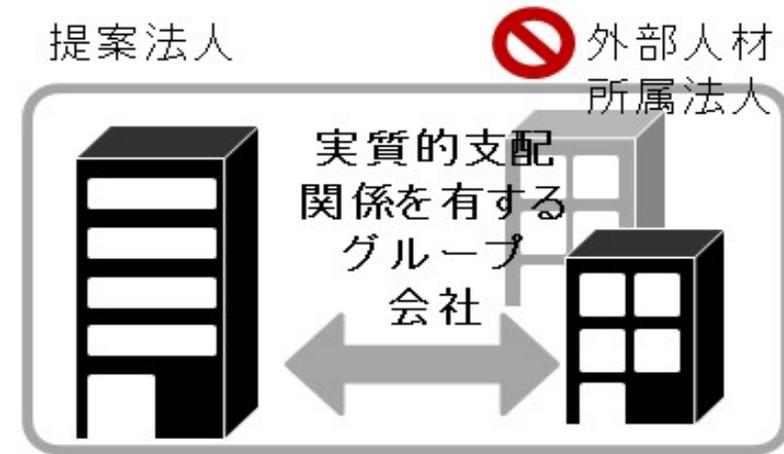
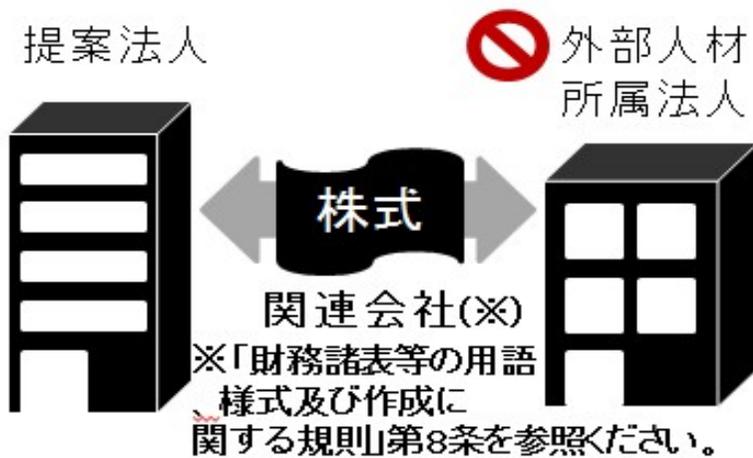
- ✓ 次ページ以降、外部人材として認められない例を参照
- ◆ 直接人件費 = (格付に応じた**月額単価**) × (外部人材の業務量(人月))
※国内業務は稼働日20日、現地業務は拘束日30日で1人月
- ◆ その他原価 = (直接人件費) × (**その他原価の経費率**)
- ◆ 一般管理費等 = (直接人件費 + その他原価) × (**一般管理費等の経費率**)
- ✓ 格付、月額単価、その他原価の経費率、一般管理費等の経費率の値(上限)は経理処理(積算)ガイドラインを参照

外部人材として認められない例

外部人材として認められない例



外部人材として認められない例



提案法人・外部人材 格付の考え方

業務の円滑な実施や質の確保をする為、提案法人だけでは行えない業務を支援いただくのが外部人材

外部人材の決定要素

- ①外部人材に委託する業務を決める
- ②その難易度に基づき格付を決める
- ③その業務を行うに相応しい人を決める
- ④業務経験年数を確認する

上記に基づき



企画書提案時の業務従事者が格付の要件に当てはまらない場合は、契約交渉にて格付の変更を要する。

経験年数の起算は大学卒業後最初の4月1日とし、公示日時点での年数を「経験年数」とする。



人件費の入力方法

(公示資料 様式5 見積金額内訳書及び明細)

【従事者明細】シート

従事者キー	従事者名 (居住地)	担当業務	分類	所属先	格付	生年月日	最終学歴	卒業年月	月額単価	日当	宿泊費	号数	月額単価	日当	宿泊費
1	国○●男 (大阪)	業務主任/事業計画策定	Z	株式会社Yホールディングス	2	1955年10月10日	〇〇工業大学卒 △△大学院修了	19**年3月 19**年9月		3,800	11,600				
2	〇〇一朗 (大阪)	開発課題1/需要調査	Z	株式会社Yホールディングス	3	1971年8月10日	〇〇工業高校卒	200*年3月		3,800	11,600				
3	△△○子 (神奈川)	事業化調査/操作指導	Z	株式会社Yホールディングス (補強: SSS大学)	4	1990年12月2日	〇〇〇〇〇〇大学卒	20**年3月		3,800	11,600				
4	○際 二郎 (東京)	チーフアドバイザー/開発課題2/市場調査	A-1	株式会社FFコンサルティング	3	1966年11月11日	〇〇〇〇〇〇大学卒	19**年3月	926,000	3,800	11,600				
5	○△ 太郎 (東京)	パートナー連携	A-1	株式会社DDコンサルティング				19**年3月	758,000	3,800	11,600	2	1,054,000	3,800	11,600
6	阿部 △△ (千葉)	海外市場調査	A-1					20**年3月	524,000	3,800	11,600	3	926,000	3,800	11,600
7	鈴○ 花子 (ハノイ)	環境社会配慮調査	B-1	DD〇コンサル株式会社	5	1980年7月21日	〇〇〇〇〇〇大学卒	200*年3月	616,000	3,800	11,600	4	758,000	3,800	11,600

所属先ごとに分類を設定

従事者明細

様式2_1人件費

2_2その他原価・一般管理費等

様式2_3機材

様式2_4旅費

様式2_5現地活動費

様式2_6本邦受入活動費&管理費

機材様式(別紙明細)

【様式2_1人件費 2_2その他原価・一般管理費等】シート

(1) 現地業務									その他原価						一般管理費等	
従事者キー	氏名	担当業務	格付(号)	月額単価(円)	派遣期間(M/M)	金額(円)	所属分類	拘束日数	所属分類	所属先	金額(所属先別)	率	金額(直接人件費×その他原価率)	率	金額(直接人件費×その他原価)×一般管理費等率	
4	○際 二郎 (東京)	チーフアドバイザー/開発課題2/市場調査	3	926,000	1.00	926,000	A-1	30	A-1	株式会社FFコンサルティング	2,806,520	120%	3,367,824	40%	2,469,738	
5	○△ 太郎 (東京)	パートナー連携	4	758,000	1.00	758,000	A-1	30	B-1	DD〇コンサル株式会社	1,127,280	75%	845,460	40%	789,096	
6	阿部 △△ (千葉)	海外市場調査	6	524,000	0.33	172,920	A-1	10	B-2	GG〇科学	357,280	75%	267,960	40%	250,096	
7	鈴○ 花子 (ハノイ)	環境社会配慮調査	5	616,000	0.33	203,280	B-1	10	C-1	個人	1,250,100	65%	812,565	0%	0	
8	● 次郎 (長野)	運営計画/開発効果	5	616,000	0.33	203,280	B-2	10	C-2	〇〇大学	644,300	65%	418,795	0%	0	
9	国際 太〇 (埼玉)	法制度調査	3	926,000	1.10	1,018,600	C-1	33								
10	協力 〇〇 (京都)	システム設計	4	758,000	0.50	379,000	C-2	15								

従事者キーを入力すると
基本情報が青のセルに
自動で反映

従事日数を入力

所属先ごとの分類を選択

各経費率を入力

Ⅱ. 直接経費 機材製造・購入費

見積
作成

契約
交渉

契約
締結

前払

部分払

精算

※ 基礎調査、案件化調査 では、計上できません

本邦／現地 機材製造・購入費

- ◆ 資機材の製造・購入費
- ✓ 資機材の所有権は当機構に属する
- ✓ 事業実施後は相手国政府関係機関へ譲与
- ✓ 自社製品及び提案法人の関連会社等の製品の場合は、利益控除して計上
- ✓ 他社製品の場合は、購入価格で計上

※市場の競争性を踏まえた適切な価格での調達を前提

現地工事費

- ◆ 現地における機材の据付、設備の建設、ソフトウェア構築、
土木工事等にかかる再委託費用

自社製品及び提案法人の関連会社等の 製品購入にあたっての計上方法

原則

損益計算書(P/L)を用いた利益控除方式

「(直近会計年度における)当該自社機材の販売実績
平均価格」×(1-「売上総利益率」)

例外

製造原価要素の積上に基づき製造原価を
算定する方式

- ・製造原価要素(直接材料費、直接労務費、直接経費、間接材料費、間接労務費、間接経費)毎に分類された積算であること。
- ・製造原価が真正なものであることについて説明できる責任者が押印していること。
- ・可能であれば一般に公正妥当と認められた会計基準である「原価計算基準」に合致した製造原価計算であることを保証する公認会計士等の専門家の押印があること。

原則

損益計算書(P/L)を用いた利益控除方式

「(直近会計年度における)当該自社機材の使用許諾料平均価格」×(1-「売上総利益率」)

ソフトウェアのカスタマイズ(例:現地語化)が必要な場合

「カスタマイズ費用総額」÷「既存ソフトウェア使用許諾料算出の条件とした数量」+「既存ソフトウェアの使用許諾料」×(1-「売上総利益率」)

Ⅱ. 直接経費 輸送費・関税等

見積
作成

契約
交渉

契約
締結

前払

部分払

精算

※ 基礎調査 では、計上できません

輸送費・保険料・通関手数料、関税・付加価値税(VAT)等

- ◆ 資機材の輸送費(梱包費用、保険料、通関手数料等を含む)、
- ◆ 資機材等の現地通関の際に必要な関税等
 - ✓ 原則、海上輸送 (精密機械等、空送が必要と認められる場合を除く)
 - ✓ 必要な税金(関税・付加価値税)は必ず計上

※ 案件化調査中小企業支援の場合は、以下をご確認ください

- ✓ 原則、資機材を日本へ持ちかえる場合のみ、往復の輸送費が計上可

Ⅱ. 直接経費 旅費

見積
作成

契約
交渉

契約
締結

前払

部分払

精算

旅費（航空賃、日当・宿泊料、内国旅費）

◆航空賃 合理的、経済的な経路の**正規割引運賃**を、**消費税抜**で計上

◆日当 3,800円／日（上限）

◆宿泊料 11,600円／日（上限）

◆内国旅費 利用する国際空港により**定額支給**

（※ガイドライン記載の都道府県以外の場合、所在地又は居住地から国際空港までの旅費）

✓ 宿泊料の計上日数は下記の国を除いて一律、**渡航日数－2日分**

（※韓国・中国・モンゴル・フィリピン・ブルネイ・ミクロネシア・マーシャル諸島は－1日分）

✓ 搭乗クラスの規定、内国旅費の規定は、**経理処理（積算）ガイドライン**を参照

航空賃の内訳

- | | | |
|-----------|------------------------------|--------|
| ・航空運賃 | ・週末・特定日料金加算 | ・航空保険料 |
| ・燃油特別付加運賃 | ・国内空港施設利用料*／空港税* | |
| ・旅客保安料* | ・発券手数料* （*は 消費税抜 で計上） | |

旅費の入力方法

(公示資料 様式5 見積金額内訳書及び明細)

2. 旅費

航空貨 1,997,000 円

日当・宿泊料、国内旅費 3,214,000 円

日当・宿泊費が連続して30日を超える場合の31日から60日までの上限額は日当3,420円、宿泊費10,440円、連続して60日を超える場合の61日目以降の上限額は日当3,040円、宿泊費9,280円となります。このため長期派遣の場合

従事者キー	氏名	担当業務	現地業務期間(日数)	航空貨(円)	経路番号	搭乗クラス(Y/C)	日当(円)	宿泊料(円)*	日本の国内旅費(円)	小計(円)
1	田中 正樹(大阪)	業務主任/事業計画策定	15	224,815	2	C	3,800 × 15 日 = 57,000	11,600 × 13 泊 = 150,800	2,200	210,000
1	田中 正樹(大阪)	業務主任/事業計画策定	15	224,815	2	C	3,800 × 15 日 = 57,000	11,600 × 13 泊 = 150,800	2,200	210,000
2	本田 慶介(大阪)	開発課題1/農村調査	15	135,565	3	Y	3,800 × 15 日 = 57,000	11,600 × 13 泊 = 150,800		210,000
7	高橋 雅子(神奈川)	事業化調査/操作指導	30	140,473	5	Y	3,800 × 30 日 = 114,000	11,600 × 30 泊 = 348,000	0	462,000
7	高橋 雅子(神奈川)	事業化調査/操作指導	5				3,420 × 5 日 = 17,100	10,440 × 3 泊 = 31,320		48,420
8	石田 次郎(長野)	肥料設計/開発効果	10	140,473	5	Y	3,800 × 10 日 = 38,000	11,600 × 8 泊 = 92,800	12,000	142,800
9	佐藤 次郎(京都)	システム設計	15	108,918	1	Y	57,000	11,600 × 13 泊 = 150,800		208,718
10	黒 輝(千葉)	海外市場調査	10	135,565	3	Y	3,800 × 10 日 = 38,000	11,600 × 8 泊 = 92,800		130,800
									合計	3,214,570
									(千円未満切捨)	3,214,000

連続30日以上滞在の場合は、2行目でマイナス計上の為、日当と同日で計上。

1渡航35日滞在、単価が異なるため2行で計上

長野～羽田空港間の旅費を計上

1渡航を1行、業務従事者順で入力。

先に、下表で航空経路／クラスごとに航空券の内訳金額を入力

その後、上表で従事者キー、現地業務日数を入力、経路番号を選択

経路番号	航空貨(諸費用込)	搭乗クラス	航空貨	空港税(国内) 税抜	燃油チャージ	空港税(海外)	発券手数料(税抜)	その他	経路
1	108,918	Y	90,000	2,418	3,000	9,000	4,500		成田→○○→成田
2	224,815	C	200,000	2,815	3,000	9,000	10,000		関空→○○→関空
3	135,565	Y	115,000	2,815	3,000	9,000	5,750		関空→○○→関空
4	129,973	Y	110,000	2,473	3,000	9,000	5,500		羽田→○○→成田
5	140,473	Y	120,000	2,473	3,000	9,000	6,000		羽田→○○→羽田

航空券の内訳を入力

航空券の経路(経由を含む)を入力

Ⅱ. 直接経費 現地活動費

見積
作成

車両関係費

・車両借上げ(ドライバー、燃料代含む) ・有料道路通行料 ・駐車場代 ・タクシー代 等

契約
交渉

現地傭人費

・機材操作技術者 ・計測技術者 ・通訳 ・事務作業スタッフ 等
特殊な技能を有する傭人:傭人費単価の見積前提条件(学歴、資格、職務経験年数等)を見積根拠資料の中に記載。

契約
締結

現地交通費

・現地の公共交通機関の利用料 ・航空賃 ・鉄道 ・船舶 ・バス 等

前払

現地再委託費

・現地における委託調査 等

部分払

セミナー・広報費

・現地におけるセミナー実施に係わる一部経費 ・広報活動 等

精算

Ⅱ. 直接経費 本邦受入活動費

見積
作成

契約
交渉

契約
締結

前払

部分払

精算

※ 基礎調査・案件化調査(SDGsビジネス) では、計上できません

本邦受入活動費(航空賃)

- ◆ 本邦に受け入れる相手国実施機関職員等の往復の航空賃
- ✓ 原則、エコノミークラス

本邦受入活動費(本邦受入活動業務費)

- ◆ 本邦受入活動にかかる調整等に要する「業務費」
- ✓ **受入人数にかかわらず**、受入日数によって算出
 $75,500\text{円/日} \times \text{本邦受入れ日数(来日日から離日日まで)}$

※一回あたりの本邦受入れ日数が20日を超える場合

$75,500\text{円/日} \times 20\text{日} + 69,800\text{円/日} \times 21\text{日目からの日数}$

Ⅲ. 管理費

見積
作成

管理費

契約
交渉

◆管理費＝
{(Ⅱ. 直接経費の総額)－(本邦受入活動業務費)}
× 10%(上限)

契約
締結

前払

部分払

精算

見積内訳書作成時の留意事項

見積
作成

契約
交渉

契約
締結

前払

部分払

精算

ご注意ください

- ✓ 経理処理(積算)ガイドライン34ページの「見積根拠資料前の留意事項チェックリスト」を活用ください
- ✓ 採択後に、見積内訳書の大幅な変更はできません
- ✓ 応募時に提示いただいた見積金額が
契約金額の上限となります
- ✓ 業務の実施に必要な経費を
バランスよく積算してください
- ✓ 契約交渉にて、見積根拠資料をご提出いただきます

実施中の支払（概要）



	前 払	部 分 払
請求	任意	任意
支払時期	契約締結後	中間成果品の検査完了後
請求回数	1回のみ	複数回可能
金額上限	契約金額の40%上限	完了部分の90%上限 (前払がある場合は別途計算式)
必要な提出書類	金融機関の保証書等	契約金相当額計算書等
参照資料	契約管理ガイドライン6.(2)	契約管理ガイドライン6.(3)

例) 前払+部分払2回の場合のスケジュール



精 算



	精 算
請求	必須
請求時期	業務完了後
必要な提出書類	請求書(様式こ) ※精算のスケジュールは以下の通り
参照資料	経理処理(積算)ガイドライン 3.(5)3) 精算ガイドライン

